

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 一般廃棄物は、海洋投入処分を行つてはならないこと。

第三条第五号を削る。

第六条第一項第四号イ中「生じたもの」の下に「であつて、油分又は別表第三の三に掲げる物質の含有に
関し環境省令で定める基準に適合するもの」を加え、同号イ(1)中「（油分を含むものにあつては、環境省令
で定める基準に適合するものに限る。）」を削り、同号イ(1)(1)及び(1)(2)中「（別表第三の三に掲げる物質を含
むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するものに限る。）」を削り、同号イ(1)(1)(a)を削り、同号イ
(2)中「（油分又は別表第三の三に掲げる物質を含むものにあつては、環境省令で定める基準に適合するもの

に限る。) 「 を削り、 同号イ(3)中「 摩砕し、 かつ、 油分を除去することにより環境省令で定める基準に適合するものにしたもの」を「 摩砕したもの」に改める。

第六条第二項ただし書を削る。

附 則

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

理由

海洋環境の保全を推進するため、廃火薬類等の海洋投入処分を禁止する等廃棄物の処分に関する基準を見直す必要があるからである。